

平成 29 年度
社会福祉法人 三育ライフ
＜ 東京事業所＞
事業計画



- 特別養護老人ホーム シャローム東久留米
203-0023 東久留米市南沢 5-18-36 (事業者番号: 1374800066)
TEL: 042-467-1561 FAX: 042-467-3040
- 高齢者在宅サービスセンター シャローム南沢
203-0023 東久留米市南沢 5-18-36 (事業者番号: 1374800330)
TEL: 042-467-1648 FAX: 042-477-2080 (居宅支援: 1374800132)
- 東久留米市幸町デイサービスセンター
203-0052 東久留米市幸町 1-19-5 (事業者番号: 1374800827)
TEL: 042-470-8187 FAX: 042-470-8188
- 東久留米市中部地域包括支援センター
203-0052 東久留米市幸町 1-19-5 (事業者番号: 1304800038)
TEL: 042-470-8186 FAX: 042-470-8188
- 認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム白山
203-0032 東久留米市滝山 7-22-11 (事業者番号: 1374800512)
TEL: 042-470-4630 FAX: 042-470-4830
- 認知症対応型共同生活介護事業 シャローム本天沼
167-0031 杉並区本天沼 2-36-17 (事業者番号: 1391500145)
TEL: 03-3395-6333 FAX: 03-3395-6331
- 杉並区立重症心身障害児通所施設わかば
167-0032 杉並区天沼 3-15-20 1F (事業者番号: 1351500515)
TEL: 03-5347-0550 FAX: 03-5347-0551

平成 29 年度
社会福祉法人 三育ライフ
東京事業所
事業計画書

《 目 次 》

| | |
|--|---|
| 平成 29 年度 課題と事業計画の基本方針（理事長） | 1 |
| 平成 29 年度 課題と事業計画の基本方針（施設長） | 2 |
| 社会福祉法人 三育ライフ「基本理念」、「理念とサービス目標」、「介護三原則」 | 4 |
| 行動指針「私たちの仕事」 | 5 |
| 組織・職務分担表 | 6 |

< 事業計画 >

特別養護老人ホーム シャローム東久留米（介護老人福祉施設事業・短期入所生活介護事業）

| | |
|---------|----|
| 【チャプレン】 | 7 |
| 【管理課】 | 8 |
| 【生活介護課】 | 9 |
| 【生活相談課】 | 11 |
| 【看護課】 | 12 |
| 【栄養課】 | 14 |

高齢者在宅サービスセンター（シャローム南沢・東久留米市幸町デイサービスセンター）

【在宅福祉課】

| | |
|-----------------------|----|
| シャローム南沢／通所介護事業 | 16 |
| シャローム南沢／訪問介護事業 | 17 |
| 【居宅介護支援課】（南沢居宅介護支援事業） | 18 |

グループホーム白山（認知症対応型共同生活介護事業） 19 |

シャローム本天沼（認知症対応型共同生活介護事業） 20 |

東久留米市幸町デイサービスセンター 23 |

東久留米市中地域包括支援センター 24 |

杉並区立重症心身障害児通所施設わかば 27 |

< 資 料 >

| | |
|-------------|----|
| 各種委員会活動方針 | 29 |
| 施設内研修日程 | 31 |
| 年間計画（カレンダー） | 32 |

平成29年度 法人の課題と方針

| | | |
|---|-----|-----------|
| 部 | 門 | 計 画 立 案 者 |
| 理 | 事 長 | 東 海 林 正 樹 |

三育ライフの使命は、地域社会における社会福祉の推進と向上と充実です。超高齢社会を迎え、地域社会の福祉的必要性は多岐に渡り、福祉事業の意義と必要性はますます大きくなっていると言わざるを得ません。昨年の介護報酬の改定が物語っているように、社会保障費の財源は厳しさを増すばかりです。そのような中で、私たちは介護サービス維持向上に向け必要な人材を確保し、介護従事者としての専門性を高めて、使命達成のために努めて参りたいと思います。

2004年にノーベル平和賞を受賞した、ケニアの環境活動家のワンガリ・マータイ女史は、アフリカの自然が破壊され、緑が喪失していくことに心を痛め、何とかしなければと考えました。そして、身近なところに七本の木を植えることから活動を始めました。やがて、マータイ女史の活動に賛同する人が続々とこの活動に加わるようになり、ついに合計三千万本もの木が植えられました。このことによって、環境が著しく改善されただけではなく、産業基盤の整備が進み、利害を争う内戦の危険も克服されて、ノーベル平和賞を受賞することになりました。植林を通して国を興し、人々の心が一つになっていったのです。

翻って私たちの国の現状に目を向ける時、温暖化による自然破壊や災害の頻発が深刻になっていると同時に、心の荒廃も予想以上に進んでいると言わざるを得ません。目を覆いたくなる幼児虐待や子供が犠牲となる事件が毎日のように報道されています。この現状を憂う人々たちによって、自然を回復するための地道な活動が重ねられ、心の荒廃を食い止めるためのさまざまな取り組み、いわば「いのちの植林」が各地でなされています。

社会福祉法人三育ライフの理念は、「いのちを敬い、いのちを愛し、いのちに仕えることによって神の愛の実現に奉仕する」というものです。当法人の働きが、人々の心の大地に、いのちを植林し、少しでも利用者やご家族の皆様に潤いや感動、希望や勇気を与えるものとなるように願っています。私たちの言葉や振る舞いに、尚、拙く未熟な点はあるかと思いますが、関係者各位のご理解とご支援の中で、この一年、地域社会の期待と信頼に応える社会福祉法人として福祉介護の事業を進めて参りたいと思います。

平成29年度： 東京事業所の課題と方針

部

門

計 画 立 案 者

施

設

長

我 謝 悟

今年度は、シャローム東久留米の25周年を迎える。その節目の年に改正社会福祉法が施行され、中でも社会福祉法人制度の見直しが行われる。これらを機に東京事業所としても新たなスタートの年としたい。大きなテーマとして、東京事業所の全事業、全部署の一致団結をあげたい。

各事業が取り組んできている接遇の取組や、昨年から進めてきているIT化も含めた業務改善、新しい総合事業への取組、など具体的に行っていかなければならない。また引き続き、社会福祉法人として、地域包括ケアシステムおよび社会貢献を進めることを目的として、地域の拠点としてサービスの提供や生活困窮者への支援、地域の居場所づくりなどへの具体的な貢献を考えていきたい。

昨年秋から地域包括の機能を法人本部にも配置し、相談の拠点を増やすことを実施した。これを検証し、その機能が地域のためにますます有効になるような改善を行っていきたい。

その他にも、医療と介護の連携についても検討し進めていくこと、介護人材対策として、学校との情報交換を進めていくことは継続していく。特に今年度からEPAの制度を活用した外国人雇用が開始される。しっかりと準備し進めていきたい。これらをあわせて計画的な人材確保のシステム作りを構築したい。

また、社会福祉法人制度改革に対応するべく、シャローム三法人とグループとしての強化を進め、法人の一本化についても新しい理事会・評議員会の働きと合わせて取り組んでいく。

キリスト教の精神に基づいて、東京事業所全体が、そして法人全体が一致して対応していくことで、より高いレベルの福祉を進めて行けると考えている。

以上のことを、各課の課題に応じて、事業計画に取り入れ、具体的な計画としていくこととする。

【課 題】

1. サービスの質の向上に取り組む

- 1) 接遇・マナーの向上は緩めることのない大切な課題とし、質の高いサービスの提供を進めていきたい。そのために、職員との意見交換や業務のPDCAサイクルを再確認し徹底していく。
- 2) 人材育成に焦点を当て、全体研修、部署ごとの研修に力を入れていく。特に、階層別の研修を強化して行きたい。その中で、それぞれの段階に応じて、基礎的な社会人研修から、専門的な技術研修まで、組織全体のレベルアップをめざし、それぞれのマネージメント能力、コミュニケーション能力等が向上できるような、研修を計画的にしていく。
- 3) 共に働いているスタッフを大切にす組織というところで、職場環境の整備、給与表の改定を含めた待遇面での改善などにも取り組んでいき、モチベーションを上げ、前向きに働ける環境としていく
- 4) キリスト教の精神を基本とする施設として、チャプレン（施設付き牧師）を配置しているがそれぞれの宗教観を大切にしながら、日々の生活の中、特に看取りの状況などで、ご利用者、ご家族、スタッフなどの心のケアにも気を配れる施設づくりを進める。

2. 業務内容と設備の見直しを進め、利用者と職員の安心と安全、満足の向上を目指す

- 1) 管理職、常勤職員、非常勤職員さまざまところでのコミュニケーションを大切にし、大切な組織全体の方向性や課題について、スタッフ全員がかかわり、一致団結して前向きに取り組める組織風土を作っていく。
- 2) 記録の IT 化を昨年から推進しているが、ヒヤリハット報告書の書式も検討し、より実効性のある記録にしていく。それらが事故予防に活かされる記録であり、事故の検証なども取り組んでいく（継続課題）
- 3) 特養において、課題であった 1 階の浴室増設を実現したことにより、全体の入浴のシステムの再検討と職員の業務内容の再点検を行い、さらなる利用者満足度の向上を目指す。
- 4) 感染症対策も、例年同様、感染症対策委員会（課長会）を中心に事業所全体で取り組みを強化し、徹底していく（継続課題）

3. 地域包括ケアシステムの構築につながる地域福祉の充実をはかる

- 1) 新しい総合事業がスタートする。地域包括や在宅サービスは大きく変わるこの事業を、保険者や地域の社会福祉法人と協議しながら、ご利用者が安心して利用できるサービスになっていくように取り組んでいく。
- 2) 特養と在宅が連携し、事業所として地域包括ケアの構築に法人とし具体的に取り組んでいく。そのためにも、地域の実情を知り、すでに少しづつはじめている地域の自主グループの活動へのかかわりに加え、生活困窮者対策や、居場所づくりなど、高齢者にこだわらない活動を模索する。
- 3) 昨年秋より、地域包括支援センターの窓口を増やし、住民の利便性を向上させる目的で、本部事務所内に地域包括スタッフが常駐するようになった。その中に生活支援コーディネーターを配置し、法人本部も協力して地域のニーズを把握し、地域支援を進めていく。

4. 法人・施設の健全運営（継続）

- 1) 組織の再編を行い、事業所全体の一致を進めていく。入所、在宅の垣根を越えて情報の共有を進めていくことで、ご利用者に切れ目のないサービス提供を目指す。
- 2) 杉並区での障がい事業を強化、発展させていく努力を進める。その為にも東京衛生病院との連携をより強め、グループ組織としてより密接な関係となるように協議していく。
- 3) 千葉事業所との定期的な法人経営委員会を実施し、法人全体の課題を検討していくとともに、三法人で協議を重ね、組織力を強化する方策を練り、中長期計画の見直しを含めて、法人の一本化に向けて具体的に検討していく。
- 4) 介護職員実務者研修を現在実施している業者と協力し、シャローム東久留米を会場とする研修を開催することで、介護福祉士の資格取得を希望する職員を応援する。

社会福祉法人 三育ライフ基本理念

いのちを敬い、いのちを愛し、
いのちに仕えることによって
神の愛の実現に奉仕する。

【 理念とサービス目標 】

1. 「いのちを敬い」：生命への尊厳と人権の尊重
利用者のかけがいのない生命とその人格を尊重し、プライバシーに配慮し、安全で清潔な生活環境を提供する。
2. 「いのちを愛し」：おもいやりといたわり
利用者には優しく親切な思いと言葉をもって接し、安らぎのある生活を支援する。
3. 「いのちに仕え」：生命の質（QOL）を高める
利用者がその人らしく心豊かに生活出来るように支援し、自分と自分の親にしてほしい介護サービスを提供する。
4. 「神の愛の実現に奉仕する」：敬神と博愛
神に仕える精神をもって、利用者へ差別のないサービスを提供する。

三育ライフ 介護三原則

1. 知識に基づく 「正確」 な介護。
2. 愛の心からの 「誠実」 な介護。
3. 健康な精神で 「清潔」 な介護。

三育ライフ 「行動指針」 : 私たちの仕事

1. 利用者の言葉に耳を傾けることが
私たちの仕事の始まりです。
2. 利用者の立場で考えることが
私たちの仕事の基本です。
3. 利用者の必要に応えることが
私たちの仕事の責任です。
4. 利用者の苦情や訴えを理解することが
私たちの仕事の成長です。
5. 利用者の安心を支えることが
私たちの仕事の目的です。
6. 利用者の思いに心を寄せることが
私たちの仕事の目標です。
7. 利用者の満足と笑顔こそが
私たちの仕事の喜びです。

仕事を始めるとき、まずこの標語に目と心に向けよう。

利用者の言葉に耳を傾けることから一日の仕事を始めよう。

利用者に命令し指示し強制してはいないか謙虚な気持ちで仕事をしよう。

私たちの仕事の目標・目的は何か、私たちの責任は何かを日々を確認しよう。

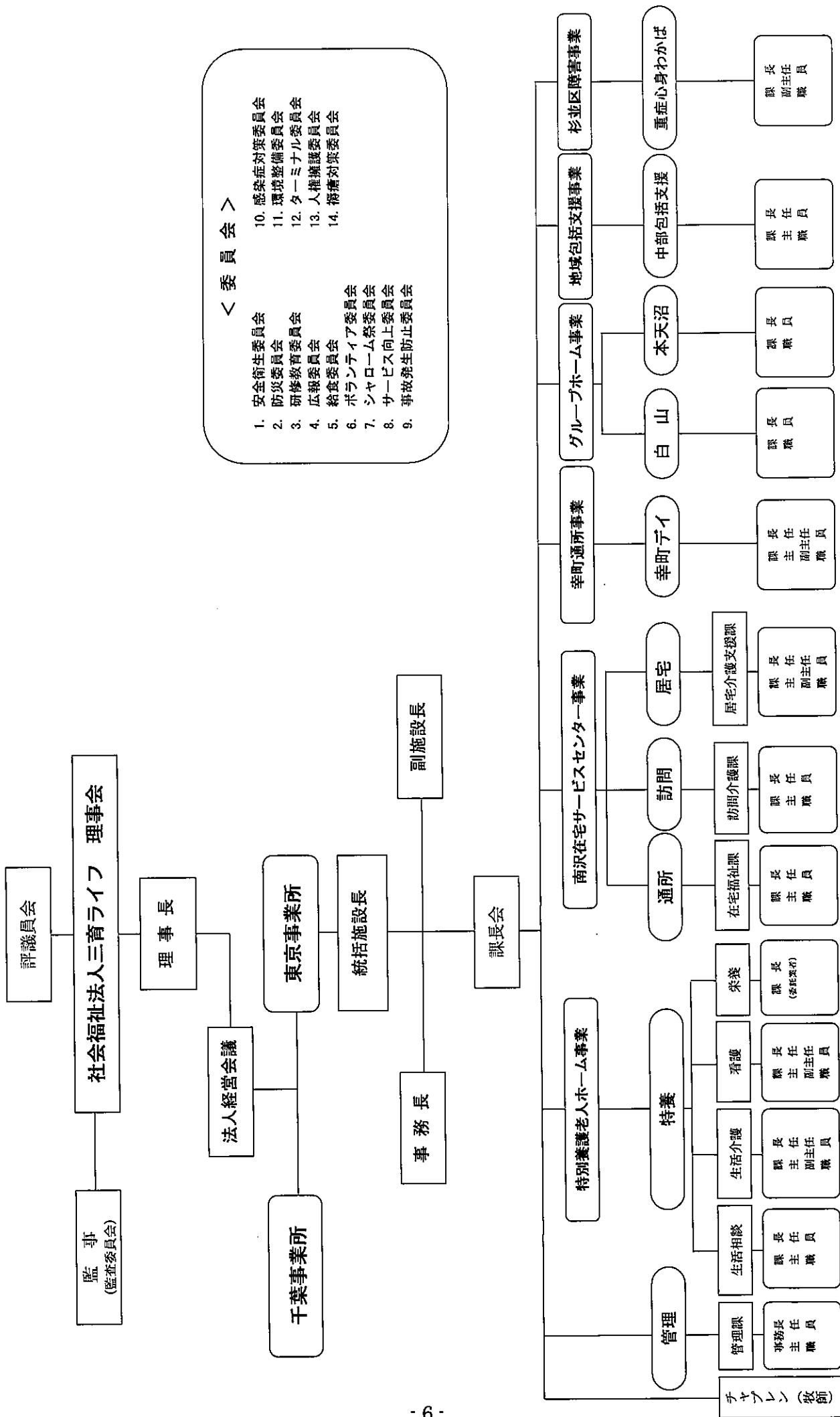
仕事から得られる成長や喜びを日々期待し体験しよう。

自分の満足を優先するなら決して満足を得ることは出来ない。

満足や喜びは他人と分かち合わなければ真に自分のものとはならない。

満足は漫然とあるのではなく創造的なものであり、「始めなければ」存在しない。

平成29年度 組織図・職務分担表



- ＜委員会＞
- 安全衛生委員会
 - 防災委員会
 - 研修教育委員会
 - 広報委員会
 - 給食委員会
 - ボランティア委員会
 - シャローーム祭委員会
 - サーピス向上委員会
 - 事故発生防止委員会
 - 感染症対策委員会
 - 環境整備委員会
 - ターマニナル委員会
 - 人権擁護委員会
 - 褥瘡対策委員会

| | |
|-------|-------------|
| 部 門 | 計 画 立 案 者 |
| チャプレン | 我 謝 悟 村 上 亮 |

< 目 標 >

法人の基本理念を大切にし、職員の働きが、少しでも利用者やご家族の皆様、地域の方々に潤いや感動、希望や勇気を与える働きができるように、支援していく。

看取りケアのさらなる向上、スピリチャルケアの実践に寄与する

< 課 題 >

1. 当施設の特徴の一つである看取りケアをより一層質の高いものとしていくための協力をする
2. ボランティアコーディネーターと協働し、行事やイベントの協力を通して各部署の連携のサポートをする。
3. 心の糧（土曜日）・聖書のお話（水曜日）などを通して心の安らぎを提供する
4. 法人の働きなど、必要に応じた支援をする。

< 実 施 計 画 >

1. 看取りの支援

- 1) 各課スタッフと連携し、看取りのご利用者とそのご家族に寄り添い、安らかな最後をむかえる備えのお手伝いをする
- 2) お別れ会を希望される場合、各部署および葬儀社と連携し会の開催と、ご家族への支援を行う
- 3) 偲ぶ会など追悼の機会でのサポートを行う

2. ボランティア対応

- 1) 相談課ボランティアコーディネーターの働きをサポートする
- 2) 行事やイベントのお手伝いを通して、各部署との連携を進める
- 3) 地域社会への貢献と発信の機会を各部署と協力して対応する

3. 心のケア

- 1) 利用者の中で希望者に聖書の話や、心の安らぎを提供するプログラムを検討し実施する
- 2) デイサービスで希望者を募って聖書のお話のプログラム（クラブ活動）を検討する
- 3) スタッフのメンタルヘルスの対策について検討していく

4. 法人の働き

- 1) 理事長・施設長・事務長から依頼された業務を遂行する

| | |
|-------|-----------|
| 部 門 | 計 画 立 案 者 |
| 管 理 課 | 清 水 浩 二 |

< 目 標 >

平成27年度の介護報酬改定により、4.8%の減収となったが、平成29年度の介護報酬改定では、介護人材の処遇改善に向けて、キャリアアップの仕組みを構築することで、処遇改善を臨時に1.14%の介護報酬改定が行われる予定である。介護人材を確保の為に、新たな処遇改善加算(Ⅰ)を申請し、介護職員の給与改善に繋げていきたい。また、12月にはEPA制度による外国人労働者(介護人材)が2名就労することになっている為、受入環境の整備を行っていく。

東久留米市では平成29年度より「日常生活支援総合事業」を開始する為、介護報酬の減収が予想され、月次の財務状況の把握が重要になる。経営判断を迅速に行う為にも、資料作成を更に効率化していく。

平成29年度から施行される「社会福祉法人改革」に伴い、理事会、評議員会の組織体制の見直し等が行われた。今後も、法人組織の在り方も整備していくとともに、三法人の一本化に向けた準備を進めていく。

< 課題と実施計画 >

1. 「業務省力化」による効率化と「目標予算管理」の徹底

- ・ 日常業務はこれまで行ってきた作業手順やツールを見直すことで、「業務省力化」を推進していく必要がある。その為に、システムの導入等も視野に入れながら実施していく。
 - ① 基幹システム(財務・勤怠)のアップグレード、② e-Gov(電子申請システム)の活用
 - ③ 業務手順や業務内容の見直し
- ・ 「日常生活支援総合事業」による減収に備えて、例年以上に「予算管理」を徹底していくことが重要である。よって、財務上の異変を早期発見できるよう、月次の予算分析も継続していく。
 - ① 月次経営分析会議を開催し、サービス区分毎の予算実績状況を確認する。
 - ② 分析結果から課題が発見された場合は、その解決に向けた取組みを担当課長と検討する。

2. 「経営分析」による短期・中期的な事業体制の分析

- ・ 平成29年度から、新たな事業展開も視野に入れていくことから、会計区分における東久留米拠点から本部拠点を独立させる予定である。それにより、高齢者事業以外にも、資金的な投資を行い、障がい者事業等の事業展開ができるような体制としていく。
 - ・ 平成28年度の決算報告から、独立行政法人 福祉医療機構(WAM)への財務諸表等のシステム入力および、電子開示が義務付けられることになる為、準備を進めて行く。
 - ① 本部拠点の設置、② 経理規定の変更、③ WAM財務諸表等電子開示システムの入力

3. 「キャリアアップシステム」の構築に向けた取組み

- ・ 平成29年度からの処遇改善加算(Ⅰ)の取得と、今後の介護職員の確保に向けて、「キャリアアップ体制」を構築する為に、近年、厚生労働省と東京都がモデル的に推進してきた「キャリアアップ 段位制度」等を参考に介護職員の評価システムに向けた取組みを行い、試行的に実施していく。

4. 「施設整備」に対する取組み

- ・ 経年劣化に伴う設備の補修やリプレースを行うと同時に、及び施設環境の整備を実施する。
 - ① 介護フロアの労働環境の改善に向けて、新たなナースコールシステムの導入を検討する。
 - ② 建物各所の修繕及び、清掃管理を継続的に実施する。
 - ③ 日立ビルケアの年間ビルメンテナンス計画と施設の清掃計画に基づく建物管理を実施する。

5. 「法人組織体制」の確認と見直し

- ・ 平成29年度から組織される新たな評議員会、理事会等の運営と執行について確認を行う。
- ・ 三法人一本化の準備として、三法人の規程やガバナンス体制を共有する為、事務会議を開催する。

| | |
|-------|-----------|
| 部 門 | 計 画 立 案 者 |
| 生活介護課 | 宮下 賢二 |

< 目 標 >

働いている人と利用者が笑顔で快適に過ごすことができる施設を目指し、接遇マナー、人材の確保、教育を中心に研修や勉強会を行っていく。施設内の居室や食堂、デイルームは利用者の空間だという認識を持ち、またパーソン・センタード・ケア（※1）の視点から利用者が望む支援・生活とは何かを常に考え、フロアごとの専門的なケアをおこなうことができる環境をつくる。特養各課のみならずご家族・関連事業者とも連携を図り、サービス提供内容を見直し、質の確保、改善にあたることで、地域に根ざした社会福祉法人として役割を全うして行きたい。

< 課 題 >

1. サービスの質の向上
2. 人材育成・人材確保
3. 職場環境の改善、業務の効率化
4. 地域とのつながり・法人としての社会貢献

< 実 施 計 画 >

1. 専門的なチームケアの実践を目指す

1) 専門的ケア実践のために常に業務改革を行う姿勢を持つ

- ・タクティールケア（※2）の継続、ユマニチュードやノーリフト持ち上げない介護等、新たなケアを取り入れ、研修（勉強会）で得た専門的視点から、フロアでの生活支援が根拠ある取り組みとなる様に努める。また、フロアの課題については、フロア会議や課内の委員会を中心に改善へ向けた検討を行い、その過程や成果を施設内研究発表やアクティブ福祉等で発表できるレベルを維持することで、より専門性を高めた。
- ・フロアごとの生活や感染症の拡大予防に則した形となる様な入浴の在り方を検討し、人員配置やハード面の改修、2階での入浴開始を計画的に進めて行きたい。
- ・相談課と連携し、ショートステイ利用者の満足度向上に向けた取り組みを行う。日常の過ごし方やパブリックスペースの活用については、サービスの枠組みに囚われない柔軟な発想のもと試行してゆく。
- ・特養全体のサービス向上のために、本年度も「利用者満足度調査」を継続して行う。また、第三者評価のアンケート（利用者・家族）などの意向も反映しサービス内容の改善に努める。

2) 感染症の脅威や重大事故をゼロに近づけるための取り組みを現場に則して行う。

- ・感染症対策マニュアルに基づいた標準予防策を通年実施する。また、保健所の感染症週報などから感染症の動向を分析し、その年の特徴などから傾向と対策を練る。感染症への理解、嘔吐物の処理などの研修を看護師と連携し現場に出向き行い、適切な対応が徹底出来るよう、予防策を何度でも見直す。
- ・ヒヤリハットや事故発生時には、状況を整理し再発防止に向けた環境整備、ケアの在り方を検討する。また、発生状況は毎月各階ごとに場所、時間、状況で整理し分析する。
- ・フロア内の環境整備は清潔感あるものとし、ハード面において事故を誘発しそうな箇所については、危険予知の観点からも優先的に改善して行く。また、災害発生に備え備蓄の管理（紙オムツ等）も行う。

3) チームアプローチの質を高める

- ・特養各課で連携を密にし、個別のケアへの情報共有だけでなく、外出計画やご家族を交えての茶話会、特養行事等の各種企画・実施、外部研究発表会への取り組み等を協働で行う。

- ・看護課、機能訓練指導員と連携し、日常の体操プログラム、レクリエーションを効果的に行うことで、生活リハビリの実践が行えるよう体制を整えて行く。
- ・施設ケアマネと連携し担当者会議の開催を計画的に行い、利用者、家族の意向を反映した生活支援となるよう努める。

2. 人材育成

1) 個別研修計画の作成・活用

- ・本年度も「自己目標設定シート」と「関わりチェック表」を基に、スタッフ一人ひとりが1年間の自己目標を立て、主任または課長と年3回の話し合いの機会を持つ。その過程で課題の共有や相談・助言・設定目標の進捗状況の確認や関わりの振り返りを行う。また、「個別研修計画」を作成する事で、自己目標達成に向けた支援だけでなく、外部研修等の機会を活用し組織の中で必要な人材となる様、試みを継続して行く。

2) 課内の内部研修の確立

- ・新人研修、中堅、リーダー層の育成（拡大スタッフ会のリーダー育成研修は継続）の各階層別研修プログラムを検討し実施する。
- ・外部研修の機会については階層別に受講対象を定め、効果的な外部研修となるよう計画的に実施する。また、課内勉強会を定期開催しサービスの質を向上させる学びの機会を作る。
- ・特養全体でのサービス向上に向け、特養各課連携の基で研修会を計画し実施する。

3) 新たな人材育成・人材確保の試み

- 1) 実習指導担当者を中心にフロアでの現場実習を展開、実習段階に応じた適切な指導を実施してゆく。また、将来的にシャロームで就職を希望してもらえる様な魅力ある現場実習の実現に努めるため、実習校との交流も積極的に行う。
- 2) 人材育成に特化した研修をおこない、定期的に役職に関係なく面接をおこなっていく。

3. 職場環境の改善、業務の効率化

- 1) 職場環境の改善（現場の声を運営に反映）、残業の短縮、夜勤体制の見直し、スタッフ向けの腰痛対策 感染症対応など、健康管理の啓蒙と推進。
- 2) 現在使用している、帳票の見直しをおこない業務の効率化を図る。（皮下出血のみ等）
- 3) 現在行っている記録のほのぼのシステム入力を継続し、利用者の情報をオンライン化することにより、他フロアと情報の共有や状況報告等の帳票も簡易的に入力、観覧できるシステムを構築する。

4. 地域とのつながり・法人としての社会貢献

- 1) ご利用者がこれまで通り、地域に住まう一員として家族や近隣の小学校、保育園、実習生の関係学校、なじみの商店等とつながりを持てる関係性を継続して行く。
- 2) 地域のまつりや街頭募金の協力等社会参加につながる行事の情報を集め、希望する利用者が参加できるよう支援する。また、スタッフの地域貢献の場とする。
- 3) 特養各課連携のもと、地域における特養の役割や専門性は何かを考え、講座、勉強会（見学会）などでその取り組みや成果を発揮できるよう努力して行く。今年度は、近隣施設や在宅介護事業所との交流・情報共有を深め、交流研修等もおこなっていく。

（※1）パーソン・センタード・ケア（その人を中心としたケア）

故トム・キットウッドにより提唱された理念。その人の個性や、どんな人生を歩んできたかに焦点を当て、一人の人として周囲の人や社会と関わりを持ち、受け入れられ、尊重され、それを実感できることの維持を目的とするケア。

（※2）タクティールケア

スウェーデン独自の手法で触れることに重点を置いたケアの一つ。精神的苦痛の軽減や疼痛緩和の効果が期待されるケア方法。

| 部 門 | 計 画 立 案 責 任 者 |
|--|---------------|
| 生 活 相 談 課 | 鈴 木 さ や か |
| <p data-bbox="145 280 368 315">< 目 標 ></p> <p data-bbox="167 322 1401 526">相談課は、特養、ショートステイ、ボランティアの橋渡しの存在である。そのため、より質の高いサービスが提供できるよう各課と連携し、ご利用者、ご家族などへの支援を行っていく。また、年々変化している特養の重度化に伴い、求められる専門性も高くなっているため、相談課のスキルアップと共に、業務改善を行い、『シャローム東久留米』が選ばれる施設づくりの一翼を担っていく。</p> <p data-bbox="145 577 368 613">< 課 題 ></p> <ol data-bbox="167 620 564 741" style="list-style-type: none"> 1. 円滑なサービス利用の支援 2. 地域・関係機関との連携 3. 人材育成 <p data-bbox="137 792 421 828">< 実 施 計 画 ></p> <ol data-bbox="180 835 1458 1906" style="list-style-type: none"> 1. 円滑なサービス利用の支援 <ol data-bbox="228 875 1458 1503" style="list-style-type: none"> 1) 入院者・退院者の手続きの相談や、入院先でご逝去される方のその後の対応の相談、また、施設へ戻ることが難しいご利用者への支援を行っていく。 2) 入所者・退所者への支援、待機者調査の継続、入退所判定委員会の迅速に随時開催、施設申し込み者への相談、また、看取りケアの支援、ご逝去された方の対応や退所の手続きの支援に応じる。 3) 権利意識も高まり、情報もインターネットなどであふれている中で、ご家族からの要望も多様化している。そのため、相談に応じ、利用者、ご家族の希望に応じたサービスの提供を行えるようコミュニケーション能力を磨き、各課と協力して行っていく。 4) ご利用者、ご家族にとって安心して利用できるよう、定期的な担当者会議などでの情報提供、また、看取りの意思確認、入退院等の対応を支援し、施設で最期を迎えられるまでの支援を各課と一致団結して協力し実施していく。 5) ショートステイの利用状況 近隣に新規施設が開設されるため、利用者の拡散が懸念される。利用者のリピートと新規利用者の獲得のため、各課、各事業所と連携、また地域のケアマネジャーとも連携をとり、サービスの提供を行っていく。選ばれるショートステイをつくっていく。 2. 地域・関係機関との連携 社協・学校・保育園・地域の活動等が定着してきているが、よりご利用者と地域が、繋がりが持てるようボランティアコーディネーターを中心とし、各課と連携し活動を行っていく。 3. 人材育成 <ol data-bbox="228 1765 1458 1906" style="list-style-type: none"> 1) 接遇・マナーの向上に取り組み、ソーシャルワーカーとしてのコミュニケーション能力のアップを図り、専門的な対応を常に心がける 2) 社会福祉士、介護福祉士資格取得の実習生の受入れに当り、より実践的な実習が学べるよう実習のプログラムの充実を図り、就職希望の学生の相談にあたる。 | |

| | |
|-------|-----------|
| 部 門 | 計 画 立 案 者 |
| 看 護 課 | 武 田 忠 雄 |

< 目 標 >

ナイチンゲールは、著書「看護覚え書き」の副題を『看護であること、看護でないこと』とし、次のように言っている…「看護者の行為は、看護でなければならない。それが看護であるかないかは、第一に他者の幸せを願う看護者の内なるものの発露があるかどうか、第二に自然の法則にのっとっているかどうか、つまり科学的であるかどうか、によってきまる」と言い、どちらかが欠けても看護にはならない。

また、看護は「知識と技術と人格で織り成す、人を癒す芸術」と言われている。

看護課は、重度化の進む施設にあって、少ないスタッフではあるが、常に研鑽を忘れず新しい知識と正確な技術を身に着けるよう努力していく。また、課の個性あふれる各世代がそろったスタッフの心を結集し、それぞれのケアを芸術のように高め、理想的なケアに向かって専門職としてリードできるよう、各課と連携し進んでいく。

< 課 題 >

1. 健康管理と保健衛生の強化
2. 緊急時体制の充実と人材育成及び人材確保
3. 感染症管理体制と予防対策強化、感染症対策教育・感染症マニュアルの見直しと充実
4. 看取りケアの充実
5. 関連部門との連携と接遇

< 実 施 計 画 >

1. 健康管理と保健衛生の強化

- 1) ご利用者一人一人の状態を正しくアセスメントし、個々に合わせた支援方法を工夫し健康管理を行う。
特に慢性疾患の多い高齢者特有の病態の把握に努める。
- 2) 嘱託医による定期診察の充実を図る。医師との連携を強化し、病状の早期発見、早期対応に努める。
- 3) 定期健康診断・予防接種を行い早期対応や指導に努め、健康管理を行う。
- 4) 快食・快眠・快便・快感の生活の維持を図る。
- 5) 機能訓練指導員を中心に ADL の向上と維持に努め、QOL のアップを支援する。

2. 緊急時体制の充実と人材育成及び人材確保

- 1) 夜間緊急時体制の継続と慢性的に不足している人材の確保、また、夜間緊急時体制を継続していく為にも体制の再検討と提案をし、夜間の不安の除去とサービスの低下を防ぐ。
- 2) 協力病院との連携や家族との連携を密にし、利用者の医療的ニーズに適切に対応する。また、病状によって受診病院も的確な選定をしていく。
- 3) 介護保険改正により医療依存度の高い方の増加が予想されるため、施設内でのスタッフ向けの研修(感染症・吸引・ターミナル・トランスファー・褥瘡等)を随時開催し、さらなる正しい知識・技術の習得を指導していく。
- 4) 医師の指示書の継続により臨時の服薬や処置の根拠を明確にし、オンコール時にも活用して行く。
- 5) 救命救急の研修の計画や救急物品の整備をし、AEDの使用も含め救急対応ができるよう指導する。
- 6) 高齢者看護について研鑽に励み知識や技術の向上に努め、信頼や安心感を与えられるように成長する。

3. 感染症管理体制の継続と予防の強化

- 1) 「発生させない・広げない・もらわない」の三原則を掲げ、スタンダードプリコーション(標準予防策)の周知と衛生管理を徹底する。
- 2) 施設内、地域、国内、世界レベルにおける感染症の情報収集し動向を見極め、危機管理体制を強化する。
- 3) 職員への健康管理指導教育を行い、感染時のバックアップ体制の確立を図る。
- 4) 環境の整備(浴室の各階稼働と2階の脱衣所整備)・衛生管理(温度、湿度、換気、清掃等)指導を行う。
- 5) 感染症対策マニュアルの見直しを行い、正しい知識、新しい情報に基づいたマニュアル作成を行う。
- 6) 感染症対策委員会は感染症情報をもとに、シーズン中は随時感染症対策委員会を開き迅速に対応する。
- 7) 感染症対応についての研修教育を全職員(パートも含む)受けて頂き、正しい知識・技術を身に着け対応レベルの格差がないようにしていく。
- 8) 感染症対策物品の情報を収集し、発生時にすぐに対応できるよう整備補充を行う。

4. 看取りケアの充実

- 1) 日常のケアから看取りや終末期の事を意識しながらケアにあたる。看取り開始になっても普段から生活していた場所でその人らしく過ごせるよう、常に尊厳を重視しできるだけ苦痛のない穏やかな生活を送れるようなケアを追究する。
- 2) 高齢者終末期の様相は多様化して来ており、ご利用者・ご家族の意向を反映し、それぞれの宗教観を大切にしたい看取りケアをおこなう。そのために平穏時から情報を収集し、状態の変化によってご家族、医師関連部門、協力病院との細かな連携を図る。
- 3) ご利用者本人や家族の満足度は亡くなった場所ではなく援助プロセスのあり方にあると考えるため、細やかで丁寧なコミュニケーションを取ることを心がけていく。
- 4) 看取りについての概念を周知徹底する為、「施設での看取りケア」について職員研修を企画する。

5. 関連部門との連携と接遇

- 1) 特養関連部門での連携強化・情報の共有をする。問題に対してはフレキシブルに4課会議を開き、リスクマネジメントに取り組む。また、サービスの質の向上を図るため、常に尊厳を持った接遇を心がけ、業務改善についても提案していく。
- 2) 「看護職員と介護職員の連携による医療的ケアの実施」の継続のため、随時教育研修を行う。
- 3) 「ほのぼのシステム」を活用することにより、医療情報を整理し情報の共有化、業務の合理化を図る。また、システムをより良いものに改善し、記録の充実を図る。
- 4) 褥瘡ゼロを目指し、必要物品の整備、正しいアセスメントによる処置、研修や研鑽によりスキルアップを図って行く。
- 5) 認知症については、ユマニチュード等について特養を上げて積極的に学ぶ。
- 6) リハビリは、機能訓練指導員を中心に看護・介護と連携を密にして、生活リハビリの充実を図る。
- 7) 専門職として、またプロとしての意識にこだわり、エビデンスにもとづいたチームケアを実施して行く。
- 8) インシデント・アクシデントの捉え方や、マニュアルについても各課協力して見直し検討して行く。
- 9) 特養だけでなく他部署にも気を配り、情報の交換や協力交流を深め各部署のスキルアップにも協力する。
- 10) 看護学生の実習を受け入れているが、後継の人材輩出のため、より良い学びができるようできる限りの対応を行い、将来の看護の人材輩出に協力していく。
- 11) 他部門の実習の受け入れもできるだけ協力し、未来の人材育成・人材確保に協力していく。

| | |
|-------|-----------|
| 部 門 | 計 画 立 案 者 |
| 栄 養 課 | 矢 口 春 江 |

< 目 標 >

1. 感染症や食中毒を防ぎ、安全・安心・美味しい食事の提供を目指す。給食委託会社には給食の質の維持と共に喫食者に対しての接遇・マナーの更なる向上を依頼する。
2. 個別対応を重視する為に「ほのぼのの介護支援システム」を更に活用して栄養ケア・マネジメントの多職種協働体制の強化と充実を計りご利用者の健康な生活を支援する。
3. 厨房内の設備、機具、什器類の入れ替え及び整備・整理を環境に配慮して行う。
4. 地域に対しても施設で培った食に関する技術や情報を提供し、健康作りを支援する。

< 課 題 >

1. 給食業務委託会社とは過去の反省事項を踏まえ連携をさらに強め、安全はもとよりご利用者の希望・期待に答えられるシステムを構築しサービスや接遇の質をより向上させる。また食の楽しみを広げる為、行事食やおやつの実を図る。
2. ご利用者個人の好みの変化や食べる能力、栄養摂取状態、体調を把握するため介護ソフト「ほのぼのシステム」を有効に利用し、低栄養状態の回避、改善を図る事により健康を維持し生活の質の向上を目指す。又、高齢者の経口維持、認知症、ターミナルなどの「食べる事が難しい場合」の支援をするため、知識や技術、サービスの向上に努める。
介護課・在宅課が行うご利用者参加の料理作りの協力・支援を行う。
3. 衛生維持のために必要な工事や、老朽化し能力の落ちた機具の交換・修理・什器の補充を行うと共に残飯や食廃油のリサイクル活動にも協力する。
4. 地域の住民を対象とした食生活の改善や、健康の保持・増進の啓蒙活動を行う。

< 実 施 計 画 >

1. ① 給食業務委託会社とはコミュニケーションを密にとり、施設の基準値に基づき栄養バランスが取れてマンネリズムに陥らない様「毎日の食」を充実させてもらう。可能な範囲で生野菜の使用を増やし、老人向きに食材の食感や味を追求する。又、残菜調査の結果から喫食率を高める工夫をしてご利用者の健康維持増進に努める様依頼する。
- ② 喫食者、介護現場からの意見や要望は給食委員会において議題として取り上げ、素早く誠意を持って対応ができる体制を整え、良い人間関係を築き、食事サービスの質の向上に努める。デイサービスやショートステイの食事についてもご利用者の満足度アップを目指す。
- ③ 給食委託会社には日頃の言葉使いや態度などのマナーだけでなくシャロームに適した接遇ルールの見直しや、職場規律の実態把握、衛生を含む指導を定期的に行う体制を依頼する。
- ④ 毎月第二木曜日を手作りおやつの日とし、テーマを決めた手作りおやつを提供する。
- ⑤ 毎月デイサービスの誕生会に誕生者のみ「お祝い御膳」を提供する。

⑥ <年間行事食予定> (変更する場合があります。)

| | | | |
|-------------|---------|----------------|-------------|
| 4月 5日 (水) | お花見弁当 | 11月 5日 (日) | シャローム祭 |
| 5月 1日 (月) | 開設記念特別食 | 11月 21日 (火) | お楽しみ食 |
| 5月 5日 (金) | 端午の節句 | 12月 22日 (金) | 冬至 |
| 6月 15日 (木) | お楽しみ食 | 12月 25日 (月) | クリスマスランチ |
| 7月 7日 (金) | 七夕行事食 | 12月 31日 (日) | 年越し |
| 7月 25日 (火) | 土用の丑の日 | 1月 1, 2日 (月・火) | おせち料理 |
| 8月 15日 (火) | 終戦記念日 | 1月 7日 (日) | 七草粥 |
| 9月 1日 (金) | 防災の日 | 2月 2日 (金) | 節分 |
| 9月 18日 (月) | 敬老祝い御膳 | 2月 14日 (水) | バレンタインお楽しみ食 |
| 9月 23日 (金) | 秋分の日 | 3月 2日 (金) | ひな祭り御膳 |
| 10月 4日 (金) | 十五夜 | 3月 21日 (水) | 春分の日 |
| 10月 18日 (水) | お楽しみ食 | | |

※ 食材費や内容については給食業務委託会社と綿密に相談し、実施する。

2. ① ご利用者個人の低栄養状態の予防、改善をきめ細かく行う為に給与栄養基準量を主食別、副食の形態別に設定し提供する。療養食についても食事基準を設け提供する。

また基準の食事量が取れないご利用者のために高栄養な食材を工夫するハーフ食を継続する。

② ご利用者の身体の状況により、食事開始時間の選択ができる。

衛生上の問題も勘案し、原則として食事提供時間以降2時間以内とする。又事前に連絡のある時は食事提供時間以前30分以内とする。突発的な健康上の問題のある方には、その時々において各セクションと連携を図りながら、適切な食事の提供に努める。

③ ケース会議や「ほのぼのシステム」からご利用者各々の栄養に関する情報の共有化を図る。それを基に栄養ケア計画を立て、適切な栄養補給の方法や、必要に応じては低栄養の誘因となっている問題の解決のために口腔ケア、リハビリテーション、服薬指導などの各種専門的なサービスの個別対応のための調整に努める。

④ 栄養指導、摂食指導を積極的に行うことで、ご利用者の健康を支援する。

⑤ 介護課や在宅課がご利用者とともに行う料理作りや季節行事のプログラムをより豊かなものとするために、栄養課として必要な協力と支援を行う。

3. 必要な器具、備品、機器類の点検、整備、交換を予算に組み込み定期的、計画的に行う。

4. 地域福祉活動

① 災害時に、入居者や地域の災害時要援護者の方々の不安を少しでも軽減できるよう最低でも1日200名を想定し3日分の食料備蓄に努める。

② 施設が行う地域貢献活動に微力ではあるが福祉栄養士として前向きに取り組んでいく。又、特定給食施設で構成している「多摩小平地区給食研究会」の一員としても市民の健康作りの行事や活動には積極的に参加し栄養改善、栄養指導に努める。

5. 研修活動

① 保健所主催の講習会へ参加 (衛生管理、技術管理等)

③ 東京都福祉協議会主催の研修会や多摩小平地区給食研究会へ参加する。

| 部 門 | 計 画 立 案 者 |
|--|-----------|
| 南 沢 デイサービスセンター | 鷹 部 屋 宏 平 |
| <p data-bbox="108 271 316 304">< 目 標 ></p> <p data-bbox="108 338 1477 465">ご利用者一人一人を支えるサービスの拠点になることを目標とする。今年度は更に「中重度利用者・認知症利用者に対応」に加え「新しい地域総合支援事業」が始まる。対象者に合ったサービスの提供を目指す。シャローム南沢の介護力を向上し、ご利用者・ご家族・地域のニーズに応えられるサービスの構築を目指す。</p> <p data-bbox="108 533 316 566">< 課 題 ></p> <ol data-bbox="134 600 1477 824" style="list-style-type: none"> 1. 安定的な経営を目指すために稼働率 80%、中重度ケア体制加算、入浴回数アップ、体力測定の定期的な実施、興味を持てる様々なアクティビティの提供を行っていく。 2. ご利用者の尊厳を重視した接遇態度でのケア。わかりやすい言葉と丁寧な態度。 3. ご利用者のニーズに合った各課との連携を目指していく。ショートステイとの連携強化と地域社会への貢献を目指す。特に地域総合支援事業が始まることによる地域力との結びつきを深める。 <p data-bbox="108 891 379 925">< 実 施 計 画 ></p> <ol data-bbox="108 958 1477 2045" style="list-style-type: none"> 1. 安定的な経営を目指して <ul data-bbox="172 1003 1477 1429" style="list-style-type: none"> ・稼働率 80%を目指して選ばれるデイサービスセンターとして存在するために特色のある個別・グループ別機能回復訓練、グループ機能君臨、入浴回数を増やしていく。そしてシャローム南沢の特徴を地域のケアマネージャーに発信していく。新しいアクティビティとして園芸、菜園、英会話、郷土史等の今までにはなかったプログラムを提供して地域のデイサービスとの差別化を図る。 ・ご利用者・ご家族の様々なニーズに応える為のサービスを検討していく。具体的にはサービスの時間延長や個別対応等を検討していく。柔軟な利用時間の設定についても検討していく。 ・ショートステイの定期的な利用のための欠席が増えている現状を踏まえ、ショートステイ利用者が本来の利用日に午後の時間だけでも利用していただけるような仕組みを作り上げていく事を再度検討し、実施に向けて各部署との話し合いを進めていく。 2. ご利用者の尊厳を重視した接遇態度での対応 <ul data-bbox="172 1507 1477 1787" style="list-style-type: none"> ・デイサービスのサービス提供全般において、今年度の接遇目標をもう一度確認、徹底していくことによってニーズを的確に捉え、その人らしい生活が送れるように支援していく。 ・ご利用者・ご家族から「シャローム南沢があつて助かった」と喜ばれるような地域の拠点を目指して、スタッフも地域の一員である事を自覚して取り組みを進めていく。各課との連携も強化していく。 ・職員の接遇向上のために計画的な接遇研修を行なう。課内勉強会はもちろん外部研修にも積極的に参加して伝達研修を実施しシャローム南沢の接遇力・コミュニケーション能力等を課内で研鑽していく。 3. 地域社会のニーズに応える <ul data-bbox="172 1865 1477 2045" style="list-style-type: none"> ・中重度利用者(要介護 3 以上)の方々への積極的なアプローチをして、地域での認知度を高める。 ・地域のサロン(南町サロン・認知症カフェ)等に参加して、地域との繋がりを強化していく。 ・地域総合支援事業の準備としてデイサービス協力員要請事業への参加と生活支援コーディネーターとのつながりを強化していく。総合事業に適したプログラムの開発を進めていく。 | |

| | |
|-----------|-----------|
| 部 門 | 計 画 立 案 者 |
| 訪 問 介 護 課 | 宮 下 賢 二 |

< 目 標 >

今年度より新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への移行が始まるので、要支援者の派遣時間の見直し（短縮）を行い、総合事業のサービスの収支の適正化を図るとともに、自立支援を考えた、より専門的な訪問介護のサービスを提供していく。意欲や能力を引き出せるように介護目標をたて、その目標に対しての評価を行い、サービスの質の向上に繋げていく。ヘルパー会議などで、ケースに合わせた対応や接遇・マナーの向上についての研修を継続して行い、ご利用者、ご家族、他事業所等この地域の方に信頼していただける訪問介護事業所を目指す。

< 課 題 >

- | | |
|------------------|--------------|
| 1. サービスの質の向上 | 2. 総合事業の取り組み |
| 3. 他職種とのチームケアの強化 | 4. 人材の確保 |

< 実 施 計 画 >

1. サービスの質の向上

- 1) ヘルパー会議にて、実際に現場で直面している問題や事例を含む実習を考え実施していく。
- 2) サービス提供責任者は、モニタリングを行い、ご利用者の状態を把握し、ケアマネジャーや関連事業所に報告し、自立支援に向けた介護目標をたて、ケアを行っていく。
- 3) 同法人での交流研修の実施や他事業所の主催する公開研修等への参加を勧めて行く。

2. 総合事業の取り組み

- 1) 支え合い訪問介護に対応できるための人材の確保と養成をおこなう。
- 2) 支援強化型訪問介護を理解し、支え合い等に繋ぐことができるような支援体制をつくる。
- 3) 総合事業を通じて、地域での訪問型サービスの必要性を感じてもらい、コミュニティーの拡大を図る。

3. 他職種とのチームケアの強化

- 1) 利用者の状態や状況に変化等があった場合、迅速に必要な機関へ連絡・報告を行い、必要時はケース会議を実施し、その結果をケアマネジャーや関連事業所へ報告していく。特に、報告を紙媒体の物を重視し、手渡ししていく。
- 2) 困難ケース、重度化に対応できるよう他職種（在宅医療・介護事業者）との連携を強化する。

4. 人材の確保

- 1) ヘルパーのみ採用は年々難しくなっているため、他部署との連携にて、他サービスとの掛け持ちなど新しい条件での採用を行っていく。
- 2) 安心して働けるように、ケース会議や個別研修等のサポートできる体制を作る。

| 部 門 | 計 画 立 案 者 |
|--|---------------------|
| 居 宅 介 護 支 援 課 | 鷹 部 屋 宏 平 ・ 鎌 谷 博 子 |
| <p>< 目 標 ></p> <p>本年度より東久留米市でも日常生活支援総合事業がスタートするが体制が整っておらず不安を抱えてのスタートとなる。市や包括支援センターからの情報を逃さず、適切に対応する。</p> <p>特定事業所加算の取得継続。少なくとも主任介護支援専門員1名、常勤職員2名の配置が必要だができる限り継続し、質の高いケアマネジメントができるように一人一人のレベルアップをしていく。</p> | |
| <p>< 課 題 ></p> <p>1.専門性の向上 2.多職種との連携・協働 3.運営基準の順守 4.特定事業所加算の取得 5.地域での役割</p> | |
| <p>< 実 施 計 画 ></p> | |
| <p>1. 専門性の向上</p> <p>接遇・マナーには常に配慮し信頼して相談していただける関係を築いていく。</p> <p>ご利用者・ご家族の生活に対する意向を尊重し、自己実現・自立を支援できるように適切にアセスメントし、ニーズの把握をしていく。ご利用者の心身の状況やご家族の状況に応じ柔軟なケアマネジメントの提供をする。相談援助の専門的な知識や技術の習得を進めるとともに、総合事業についても仕組みやサービスについてわかりやすく説明できるように情報収集に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課内ミーティング（事例検討・伝達研修も含め） 原則：週1回開催 ・居宅介護支援課、各自の計画に基づく研修の他、法人内研修、地域の研修会、事例検討会やケアマネ連絡会、主任ケアマネ連絡会等へ積極的に参加する。 | |
| <p>2. 多職種との連携・協働</p> <p>在宅生活の継続の為、ケアチーム全員が専門職として力が発揮できるよう調整役に努める。</p> <p>家族介護力の低下、キーパーソン不在は年々深刻になり、在宅サービスとは名ばかりのショートステイの長期利用やお泊りデイですごくご利用者が急増している。保険者・地域包括支援センター・福祉事務所・社会福祉協議会・インフォーマルサービス等さまざまな機関との連携を強化していく。</p> <p>困難ケースを場合は、情報を共有し援助の方向性を話し合い全員で協力していく。</p> | |
| <p>3. 運営基準の順守</p> <p>柔軟・的確・迅速を大切にして、アセスメント・居宅サービス計画原案作成・サービス担当者会議の実施（照会）・訪問・モニタリングの一連の業務とその記録作成を確実に行う。記録作成等に漏れがないか第三者（事務職員）によるチェック体制を強化する。不明なことは課内での会議の上、包括支援センターや保険者にも相談して適正処理をする。</p> | |
| <p>4. 特定事業所加算の取得</p> <p>運営基準減算、特定事業所集中減算があっては取得できないため、上記のチェック体制を活用する。</p> <p>24時間365日の緊急連絡対応体制とする。[管理課(宿直者・日直者)との連携強化]</p> <p>包括支援センターと連携し、困難ケースを受け入れる。</p> <p>介護支援専門員実務研修の実習生の受け入れが始まるが担当となる主任介護支援専門員は3日間かかりきりになる。今後毎年数人の受け入れは必須となる為、通常業務とのバランスを取りながらできる限り負担過多にならないようにしたい。</p> | |
| <p>5. 地域での役割</p> <p>市内ケアマネ連絡会・主任ケアマネ連絡会の活動を通して他事業所のケアマネジャーと共にさまざまな活動を行い関係性の構築ができてきた。今後も継続する。</p> <p>要支援・要介護1.2のご利用者が介護保険に頼らず生活できるように支援することが求められているが高齢化率の上昇と共に地域の力も低下している中、難題といえる。インフォーマルサービスの充実や一般市民を巻き込んだ活動も必要となる。居宅のケアマネジャーとして出来る事は限られるが、市役所や包括支援センターに協力していきたい。</p> | |

| | |
|-----------|-----------|
| 部 門 | 計 画 立 案 者 |
| グループホーム白山 | 平 尾 明 美 |

< 目 標 >

今年度はこれまでの地域との関係性を大切にしながら、地域の資源を活かし利用者の生活の質の向上を目標に取り組んでいく。安心・安全で快適な生活の提供は勿論、毎日が「今日も楽しかった」と笑顔で眠りにつける様な生活の提供を目指す。そのためには職員一人ひとりがご利用者の目線に立ち、何が必要なのかマニュアルに頼るだけでなく、そっと寄り添える様な支援が行えるようになる。また、職員各自が習得している介護技術や認知症に関する知識等を再点検するとともに、さらに介護技術や知識等を習得する機会を作りケアに活かしていけるようにする。

< 課 題 >

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. サービスの質の向上 | 2. モニタリングと記録の連動 |
| 3. 環境の整備、安心・安全の提供 | 4. ご家族・地域との連携 |

< 実 施 計 画 >

1. サービスの質の向上

1) 計画的な勉強会・研修の実施

昨年度に続き、年 6 回の勉強会・研修を計画的に行い、介護技術の基本の見直しや認知症に関する知識、対応技術の習得、マナー向上に取り組んでいく

2) ご利用者の生活の充実

ご利用者の生活を見つめ直し、介護計画に反映させる。生活の中の楽しみや達成感を感じてもらう事で「安心できる生活の場」となるように支援する

3) 法人内での連携

居宅や包括、特養とも連携し情報の共有を行い、ご利用者が安心して利用できるサービスとなるよう取り組んでいく

2. モニタリングと記録の連動

1) 記録用紙の見直しや勉強会を通じ、的確に情報が残せるようになる。

2) モニタリングと記録を連動させ細かな考察を行い介護計画に活かす

3. 環境の整備

1) ご利用者の生活の大きな柱となる 食事・排泄・入浴について現在のご利用者の生活スタイルに合うように、環境やマニュアルの見直しを行う。

2) 共用部分（食堂・居間）の環境整備。楽しい気持ちで集える場となるように環境を整える。

また、台所やトイレ・浴室など衛生面での配慮が必要な場所の環境整備を行う。

4. ご家族・地域との連携

1) ホーム全体がボランティアを受け入れる体制づくりを行い、日常的にボランティアの受け入れを行う

2) ご家族や地域に向け、ホームページ等を活用し行事等の情報をタイムリーに発信する

3) 自治会や地域のニーズに合った勉強会や講演会等の実施。情報の提供等を行う。

| 部 門 | 計 画 立 案 者 |
|--|-----------|
| シャローム本天沼 | 望 月 太 敦 |
| <p>< 目 標 > パーソン・センタード・ケアの視点を深め、入居者一人ひとりの誇りと自己決定を尊重し、社会とのつながりを実感できるよう、本人と共に行っていく自立支援を目指す。 また、地域密着型サービス事業者として地域に必要とされるグループホームを目指し、今年度も引き続き地域行事の参加だけでなく、ホームから地域に向けた発信に力をいれていきたい。</p> <p>< 課 題 > 1. 本人と共に行う自立支援に向けたサービスの質の向上に取り組む 2. 地域とのつながりを通して地域福祉の充実にに向けた取り組みを行う 3. 人材育成とスタッフの働きやすい環境整備を行う 4. 予算を基にした計画的な事業を実施する</p> <p>< 実 施 計 画 > 1. 本人と共に行う自立支援に向けたサービスの質の向上に取り組む 1) 一人ひとりの誇りと自己決定を尊重し、有する能力を引き出す支援を行う ・一人ひとりの誇りと参加する権利を意識し、サービスマナーの向上を図る。 ・適切なアセスメントからプランに基づいた能力を引き出す支援を行う。また、環境に応じた支援方法の選択とスタッフ間の連携に努め、入居者に気づかれぬ支援に努める。 ・協力病院である東京衛生病院及び医療連携機関である東京衛生病院訪問看護ステーションと東京衛生病院附属歯科クリニックと連携をとり、入居者の健康管理に努める。 2) 入居者同士や社会とのつながりを実感できる支援を行う ・共に行う機会を通して入居者間のつながりがもてる機会を意図的に作る ・日常の買い物は、できる限り歩いていける場所に行き、入居者と地域の方との馴染みの関係が形成できるように機会をつくっていく。 ・地域行事の情報を集めるだけでなく、入居者の関心を引き出す情報提供を行い、積極的に地域行事に参加する。 3) 安心と安全、満足の向上に向けた業務改善や設備の見直しを行う ・入居者のタイミングで外出する為の休憩時間調整等、必要な業務改善の試行を行う。 ・入居者の生活スペースにある家具の老朽化について点検を強化し、必要な改善を行う。 ・マニュアル改定の際は、改定箇所が分かりやすいように表記し、スタッフ全員で共有する。</p> 2. 地域とのつながりを通して地域福祉の充実にに向けた取り組みを行う 1) 行事企画を通じた地域住民との交流の機会をつくり、グループホームや認知症について、正しい理解につながるような働きかけを行う ・ホームを開放した地域行事を企画（夏祭り、周年行事、餅つき）し、地域住民の方が参加できるように広報する。 | |

- ・カフェを今年度も定期的に開催し、地域住民とホーム、参加者同士の情報交換や認知症について理解していただく機会をつくり、グループホームができる在宅における認知症の方や介護者支援の機会を設ける。

- ・運営推進会議だけでなく、本天沼西町会、区営本天沼第三アパート自治会と連携を図り、地域の方がグループホームに期待する事の情報収集を通して、必要な企画につなげていく。

2) 地域の関係機関との交流を通してグループホームの役割の発揮に努める

- ・本天沼児童館との交流を通して、子どもと入居者との関係性を構築する。

- ・区内のネットワーク事業、グループホーム事業者連絡会、ボランティア担当者連絡会等の機会に参加し、地域の中で発揮できるグループホームの役割を再考し、計画につなげていく。

- ・わかばと連携し、障害を持つ子どもや認知症の高齢者が安心して暮らしていける地域支援について検討し試行する。

3) 発信力を高める

- ・活動を理解していただけるように広報誌を定期的に発行する。

- ・区営本天沼第三アパート合同の防災訓練を企画し、有事の際は互いに助け合う事が出来る関係性の構築を目指す。

- ・地域福祉の充実に向け、認知症の理解とシャローム本天沼の支援を理解していただくための講習会を企画する

3. 人材育成とスタッフの働きやすい環境整備を行う

1) グループホームに求められる素敵なスタッフを目指した人材育成を行う

- ・スタッフ共通の「シャローム本天沼 素敵なスタッフ チェックシート」を基に、支援者としての姿勢等を互いに確認するだけでなく、自己目標の設定と年3回の面接を通して、一人ひとりの課題をクリアできるような人材育成を行う。また、身体介護が必要な場面が多くなってきたため、スタッフの生活支援技術を向上のための機会を設ける。

- ・事業所に必要な研修を年間計画として時期を定め実施する。研修欠席者については、資料の配布だけでなく個別に研修会の内容を伝え、全体としてレベルアップが出来るようにフォローの仕組みを構築する。また、看取りを希望する方が増えている傾向にあるため、協力病院や訪問診療、訪問看護との連携や看取りに関する研修、看取り開始時にはチャプレン部門と連携し、看取りの体制を強化する。

- ・実習指導マニュアルやボランティア受入に関するマニュアル等を見直し、養成校と連携をとりながら実習生やボランティア等の直接スタッフ以外の育成充実に努める。

2) 事故防止・感染症防止に努める

- ・通年を通して感染症及び食中毒への予防に努め、適切な対応ができるようにホーム内研修を定期的に行う

- ・ヒヤリハット報告に至る前の気づきを予防策につなげていくことができるようミーティング内で検討する。また、ヒヤリハット報告については、現場の支援の向上につながるように定期的な振り返りができる検討会の機会をつくる。

- ・重度化に伴う窒息等の緊急対応や行方不明時の初期対応について実践を想定した訓練を行い、緊急時に適切な対応が出来るようにする。

3) 働きやすい環境整備を行う

- ・書類等の保管場所を明確にし、事務所機能の向上を図る
- ・予備室を活用し、スタッフが休憩できる環境整備を行う

4. 予算を基にした計画的な事業を実施する

1) 稼働率の向上（97％）を目指す

・東京衛生病院及び東京衛生病院訪問看護ステーションと連携をとり入居者の日頃の健康管理に努めるだけでなく、入院の際にも、可能な限り入院日数が減少となるよう入院先医療連携室との連携を図る。また、退去の際には空所期間を短くしスムーズな新規入居につながるよう、関係機関と連携をとるだけでなく、待機者への定期的な連絡を行い、現状把握を行う。

2) 新たな介護報酬の加算に向けて取り組む

・有資格者の割合を増やしサービス提供体制強化加算Ⅰ（イ）の取得ができるよう、介護福祉士取得へのサポートを行う。他の加算要件についても取得が可能か検討を行う。

3) 予算を適切に管理する

・行事費用や研修費用は予算内で適切に管理する。また、杉並区の行事補助金等、杉並区の事業に関する情報を集め、積極的に検討し取り組んでいく。

| 部 門 | 計 画 立 案 者 |
|--|-----------|
| 東久留米市幸町デイサービスセンター | 木村 貴博 |
| <p>< 目 標 ></p> <p>・本年度より東久留米市では地域総合支援事業開始となる。全国的に要支援1・2の方に対するサービスが多様化し東久留米市でも施策が発表され当施設でも更なる地域での役割が求められる。今までのノウハウを活かしながら新しい取り組みにもチャレンジし、地域高齢者の在宅生活を支援して行く。</p> <p>< 課 題 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員全体のスキルアップ。 2. 環境整備を含め、おもてなしの心を育む接遇の強化。 3. 新事業に向け、業務の見直しと共に記録等のIT化を計る。 <p>< 実 施 計 画 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設内外問わず各自の積極的なスキルアップを目指す <ul style="list-style-type: none"> ・新しい総合事業に伴い東久留米市内の制度、地域の特性を各自理解し随時情報を共有できる学びの場を設けていく。 ・看護師不在時にも緊急対応で不手際が無いよう、医療的な研修にも施設内外問わず定期的に参加できる体制を整える。また平成27年度にほぼ全員の職員が受講した上級救命救急の再講習も検討し、知識や技術の復習を行っていく。 ・各専門職（ケアワーカー・相談員・看護師）が分野別に主催として勉強会を開催し、それぞれの知識を共有していく。またケアワーカーの介護福祉士取得者は常勤・非常勤を含めて8割を超えているが、当施設では身体介護を必要とする場面が少なく、自らの技能に不安を感じている有資格者が多い。他部署（南沢デイ・特養）と業務連携を進めていく中で、直接介助の場にも積極的に関わらして頂き心身共に向上を目指す。 2. 室内・庭等、最良の雰囲気作りと、心のこもった接遇を実践 <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備も接遇の一環として捉え、門扉・駐車場・庭などの草木を整えると共に、季節にあった植物を鑑賞できるように室内外整備し、ご利用者の精神衛生上、良い影響をもたらすように努力する。 ・法人全体でも力を入れている職員の接遇への意識も今年度も継続して行く。ほぼ毎月、接遇の勉強会を実施しているが、外部研修・他施設研修も参考にしながら自らの襟を正して行く場を多くする。 ・近年、地域住民との関わりやボランティアさんも着実に増えてきているが、今年度も引き続き地域に活動をアピールし認知度を高めていく。具体的には幸町ハッピーフェスタ（バザー）の開催、認知症カフェの定期的な開催、散歩プログラムでの防犯・ゴミ拾い活動等により地域貢献を念頭に遂行して行く。 3. 一人一人のニーズに合わせたプログラムを今以上に提供すると共に記録媒体等の効率化を進める <ul style="list-style-type: none"> ・東久留米市の地域総合支援事業がスタートとなる。当施設でも要支援の方が現時点で30%の割合だが更に増加する見込みがあり、受け入れを柔軟に対応できるよう備える。 ・個人のアセスメントを強化し、提供するプログラムも多彩且つ充実した物の提供を心掛け、ご利用者が納得した通所の在り方を追求する。 ・業務上の記録に費やす人員や時間配分の見直しと共に、通所介護計画書・業務日誌等の刷新を目標とし仕事内容の効率化を計るためのIT化を検討する。 | |

| | |
|--------------|-----------|
| 部 門 | 計 画 立 案 者 |
| 中部地域包括支援センター | 一 木 誠 |

< 目 標 >

平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まる。地域包括支援センターが、介護保険サービスの利用を希望される方の初期相談窓口となり、サービス内容や身体状況の確認をしながら、申請方法や「介護予防・生活支援サービス」の利用について調整をしていくことになる。サービス利用時には、リハビリ専門職やサービス事業所と、利用者の自立意欲の向上につながるプランを作成し、サービスを提供していく。

地域包括ケアシステムの構築が求められている中、社会資源や生活支援の担い手を発掘、養成を行っていくとともに、住民が多様な社会参加、社会的な役割を担うことで、地域の支え合いの体制作り、介護予防や生きがいにつながるように、地域と連携をとって支援していく。

一人暮らしの認知症高齢者や複合的な問題を抱えている世帯で生活をしている認知症高齢者が増えている。認知症の人の思いが尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域を目指していく。

< 実 施 計 画 >

1. 総合相談業務

- ①28年度から、地域包括支援センターの相談窓口がシャローム東久留米にも増設された。地域住民の利便性を向上させ、相談しやすいセンターを目指していく。
- ②相談があったときには、専門職としての判断、緊急性の有無の確認を行い、センターとしての支援方針を決める。相談窓口が2カ所になるため、相互の連絡・相談がスムーズに行えるようにする。
- ③初期相談窓口として、サービスの提案だけでなく、相談者の生活上の問題を解決できるように対応していく。
- ④実態把握としては、75歳以上の一人暮らし及び高齢者世帯を対象に「あんしん調査」を実施する。
調査地域としては、ひばりが丘団地を予定。ここ数年で、街並みの変化や人口の流入、建て替えによる既存のコミュニティーの変化があったため、調査を行なう。
- ⑤支援を必要とする高齢者を早期に発見し、支援や見守りを行ない、問題発生を未然に防ぐことができるように、自治会、民生委員、老人クラブ、見守り協力機関など地域の活動機関や住民との連携に努める。
- ⑥地域包括支援センターが、地域で安心できる拠点で、身近な相談窓口であることを知ってもらうため、地域住民向けに健康、介護予防についての講演会を通して、地域包括支援センターの啓発を行う。

2. 権利擁護業務

- ①認知症等により、金銭管理、法律行為が適切に行えない高齢者への支援のため、成年後見制度や地域権利擁護事業を、社会福祉協議会と連携を持って、情報提供・利用支援を行う。

- ②虐待の通報・相談ケースの対応では、関係者から状況を速やかに把握した後、センター内で情報を共有・検討し、センターとしての対応方針を決め、市との連携を図りながら適切な対応を行なう。
- ③認知症・精神疾患や、経済的な問題、地域での孤立化などの重層的課題を抱えているケースが増えている。またそのような問題を家族が抱えていることもある。またセルフネグレクトにより、支援拒否にもつながる場合もあり、各専門機関と連携して対応を検討して行く。
- ④消費者被害情報の把握と情報伝達を行ない、被害を未然に防ぐとともに、被害が起きた時には、被害回復のために関係機関と連携して行く。

3. 包括的・継続的マネジメント支援業務

- ①ケアマネが抱える困難ケースについて、連携をもって検討し、必要に応じて助言を行う。
- ②市役所と共に、市内のケアマネ事業所を対象にケアプランチェックを行い、適切なアセスメントと自立支援に向けたケアプランを計画できるように支援を行う。また総合事業が始まり、多様なサービスを組み入れた自立に向けたプランの作成を支援していく。
- ③多様な生活支援の充実や、高齢者の社会参加と地域における支え合い体制作りが重要となる。今まで以上に地域との連携が必要になるが、ケアマネと地域の社会資源の共有と情報交換ができるようにしていく。
- ④昨年度から始まった地域ケア個別会議で、地域、医療、福祉関係者で個別のケースをもとに、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援について検討していく。またケアマネの自立に視点をおいたケアプラン作りと医療と介護の相互理解やネットワークを通じて、ケアの資質向上を目指していく。

4. 介護予防マネジメント業務

総合事業への移行に伴い、一般介護予防事業として、65歳以上の方を対象に、介護予防教室や講演会が開催される。介護予防の取り組みを推進するとともに、地域で活躍する方と連携を持てるようにする。

5. 認知症ケアの推進

- ①28年度から認知症地域支援推進員が配置され、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、必要な医療・介護のネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行う。
- ②認知症サポーターフォローアップ講座（11月は三包括合同開催、12月は単独開催）で、養成講座等を通じ、市民の方と共に、認知症高齢者の見守りや地域活動に協力していただけるように関わって行く。
- ③認知症介護家族の集いを開催（5、7、9、11、1、3月に予定）し、認知症介護をしている家族の支援を行なう。最近では認知症の妻を介護している夫が増えてきているため、男性の集まりを開催したい。

- ④担当地域内のグループホーム運営推進会議（そよ風、すみれ）に参加し、地域の認知症高齢者支援について連携する。そよ風においては、地域のサークル活動の開催について検討していく。
- ⑤29年度南町地区センターで、包括主催の「認知症サポーター養成講座」と市主催の「脳の健康教室」を開催する予定となっている。市民に身近な病気として認知症を理解してもらうことを目指し、認知症予防（体操、ドリル等）のための、サークル立ち上げに向けて参加者と連携をとっていく。

6. 指定介護予防居宅支援業務

- ①総合事業が始まり、予防訪問介護、予防通所介護サービスが介護予防・生活支援サービスに変わり、特に、支援強化型サービスについては、市内のリハビリ専門職と自立支援に向けた取り組みを行っていくことになっている。利用者の意欲向上、身体機能向上を目指したプランを作成する。
- ②要支援1、2と認定され、介護予防サービスを希望する方に、適切なアセスメントのもと介護予防サービス計画を作成し、サービスの評価を行ない、自立した生活が送れるように支援する。

7. 地域との連携（生活支援コーディネーターの取組み）

- ①高齢者が安全、安心して生活を送ることができるよう、地域と連携を取り、地域課題の把握、社会資源や人材の発掘を行い、高齢者の生活支援や介護予防の基盤作りを行う。
- ②第二層協議体で地域住民と共に地域の課題を共有し、高齢者が安心して生活を送れるネットワーク作りを行っていく。地域での見守り体制、介護予防等の健康増進の取組み、認知症高齢者への理解、高齢者が参加できる場作りなど協力しながら構築して行く。
- ③元気高齢者地域活躍推進事業が昨年度から始まり、地域住民が総合事業の担い手として、通所介護事業所で研修を受けている。講義を行ったり、参加者との連携をとり、高齢者の社会貢献や介護予防の取組みを支援していく。

8. 職員のスキルアップ

- ①初期相談窓口として、サービスの情報提供で終わらず、相談者のニーズの把握ができるようにする。
- ②困難・虐待ケースの対応が増えているとともに、解決に専門性や、他機関との連携がとて重要となっている。アセスメントやケアマネジメント技術の向上を目指していく。

| | |
|--------------------|-----------|
| 部 門 | 計 画 立 案 者 |
| 杉並区立重症心身障害児通所施設わかば | 望 月 太 敦 |

< 目 標 >

重症心身障害児の受け入れを中心とした事業所は市内にも数少なく、障害をもちながら家で生活している子どもやその保護者、行政からの期待は大きい。障害があってもなくても同じように様々なことを経験し、遊びや集団を通して発達する機会が保障され、家での生活の継続や就学につなげていくことができるよう、関係機関と連携をとり支援体制を構築し、地域から必要とされる事業所を目指していきたい。

運営方針

1. こどものいのちを大切にします
2. 保護者の思いを大切にします
3. 安全・安心を大切にします
4. 地域を大切にします

< 課 題 >

1. 関係機関と連携を密にし、一人ひとりのこどものニーズに沿った療育を行う
2. 重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所に求められる人材育成を行う
3. 地域とのつながりを通して地域福祉の充実に取り組む

1. 関係機関との連携を密にし、一人ひとりのこどものニーズに沿った療育を行う

1) 医療と福祉の連携による療育に取り組む

- ・一人ひとりのこどもの主治医と連携をとり、適切なアセスメントからニーズを把握し、子どもや保護者の思いに沿った個別支援計画を基に多職種連携による療育を行う。
- ・安全に安心して子どもが通園できるように東京衛生病院や嘱託医と連携を密にし、月1回の往診や健診等の機会をつくる。
- ・主治医や嘱託医、摂食に関する専門医等との連携を図り、幼児を対象とした摂食指導の時間をつくる。

2) 関係機関と連携をとり支援体制を構築する

- ・杉並区立子ども発達センターの他、重症心身障害児の支援を行っている事業所と連携をとり、子どもを中心とした療育ニーズに沿った支援体制をつくる。また、障害児の地域包括ケアシステムの構築に向け、他の地域の実践例等をもとに関係機関と調整していく。
- ・訪問を行っている事業所と連携をとり、利用児の療育が家でも継続することができるようにする。
- ・第三者評価を受審し、現状の支援体制の良い点と改善点を整理し、支援体制を強化する。

3) 保護者の思いを大切にした支援を行う

- ・重症心身障害児を抱える保護者のニーズや気持ちに沿った支援を行い、事業所との信頼関係を構築する。また、臨床心理士による個別相談の時間を組み、ニーズの的確な把握に努める。
- ・就学前にライフステージ全般を通じた保護者の相談に応えられるよう関係機関とつながりをもつ。また、特別支援学校等と連携をとり、就学に向けた支援の体制づくりを行う。
- ・保護者同士が交流できる機会を支援する。

2. 重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所に求められる人材育成を行う

1) 医療と福祉の視点を深める人材育成を行う

- ・職員間のコミュニケーションを大切にし、医療職と福祉職の相互理解を深めるために日々の支援の振り返りだけでなく、事業所内会議、支援会議を定期的に行う。
- ・スタッフ共通のチェックシートを基に、支援者としての姿勢等を互いに確認するだけでなく、自己目標の設定と年3回の面接を通して、一人ひとりの課題を前向きに取り組める組織風土をつくる。
- ・事業所に必要な研修を年間計画として時期を定め実施する。研修欠席者については、資料の配布だけでなく個別に研修会の内容を伝え、全体としてレベルアップが出来るようにフォローの仕組みを構築する。また、自己目標と事業所で期待される役割から必要な外部研修に参加できるように支援する。

2) 事故防止・感染症防止に努める

- ・通年を通して感染症及び食中毒への予防に努め、適切な対応ができるように事業所内研修を行う
- ・ヒヤリハット報告に至る前の気づきを共有し予防策につなげていくため、日々の振り返りを書面に残し対応策を積み上げる。また、ヒヤリハット報告については、現場の支援の向上につながるように定期的な検討会の機会をつくる。
- ・てんかん発作等の対応について実践を想定した訓練を行い、緊急時に適切な対応が出来るようにする。

3) 働きやすい環境整備を行う

- ・個人情報等の保管場所を明確にし、事務所として機能させる。
- ・スタッフが休憩できる環境整備を行う。
- ・療育等に必要な物品が整理できる環境整備を行う。

3. 地域とのつながりを通して地域福祉の充実に取り組む

1) 行事企画を通して地域住民との交流や重症心身障害児が通う児童発達支援事業所の理解につながるような働きかけに取り組む。また、同敷地（旧若杉小）内にある保育室及び私立幼稚園と連携し、同年代のこども同士の交流の機会となる企画を試みる。

2) 地域の関係機関と連携して講座を開催するなど地域福祉の充実につながるように努める

3) 重症心身障害児が就学後に通う場所が少ない現状を踏まえ、関係機関と連携のもと就学後の居場所づくりについて検討し、地域の拠点となる支援体制を構築する。

各種委員会 その役割と目的

1. 課長会・拡大スタッフ会

今年度の事業計画を実施していくための確認と必要な協議を行う。また、東京事業所内の運営管理に関する討議を行う。各課の課題や問題を共有し、協力して乗り越えていくための大切な会である。また、施設長が適切に業務を遂行できるように支援をすることもこの会の大事な役割である。

尚、「サービス向上委員会」・「環境整備委員会」としての役割を担い、それぞれの課題を協議検討する。「感染症対策委員会」・「事故発生防止委員会」について全体的な点は課長会で協議することとするが、個別の事例等必要に応じて現場職員を交えての委員会を適宜開催する。

2. 安全衛生委員会

健全な事業運営は健康な職員によって行われる。職員の健康維持・安全就労の為職員健康診断や夜間勤務者の検診、腰痛検査などの実施が法的に義務付けられている。健康診断をより良いものにしていくため、産業医と協議して今年度は検査業者を変更してみる。

これらの活動の為に、職員の中から選出された委員により、関係医療機関との連絡や調整などを円滑に進め、産業医と共に職員の生活習慣病予防対策、メンタル面の支援、職場の安全衛生環境整備等を検討し、提案していく。

3. 防災委員会

昨今では、東日本大震災に続く「南海トラフ地震」の発生が懸念されており、災害発生時の防災体制の強化が求められている。特に シャローム東久留米は、東久留米市行政において、第2次避難所として位置づけられており、地域における防災支援体制の確立が緊急課題となっている。よって、今年度も「地域における防災支援体制づくり」について検討し、引き続き地域と協働した防災訓練の実施していきたい。また、各事業所で作成したBCPを更新し、さらに具体的な計画としていくとともに、東京事業所の各拠点間の「災害発生時の支援体制」についても検討していく。更に、毎年参加している東久留米市自衛消防隊活動審査会にも参加し、各拠点で行われる防災訓練もユニークなものを検討していきたい。

4. 研修教育委員会

研修教育委員会は、三つの柱を基に活動していく。現場に実践できる内容の研修に参加し、法人全体でその情報を共有することを目標とする。

- ① 施設内研究・実践発表会の開催（年1回）。
- ② 他施設事業所の見学と意見交換会（不定期）。
- ③ 各種研修会の参加と報告（各部署での報告と職員会で連絡別報告も検討）。

5. 広報委員会

今年度も定期の「だんらん」発行を予定している。できれば発行時期をもう少し早めたい。

ホームページも開設4年目を迎えて、これまでの内容を再検討し各事業所のページをさらに充実させたい。また上記以外の広報についても検討をしたい。

6. 給食委員会

利用者にとって最大の課題は、「食」である。それは単に楽しみに留まらず、生きがいでもある。

当委員会は給食委託会社との協力を密にし、利用者の食事の充実と向上に寄与するものとする。介護現場と食事提供現場との協力体制や連携の強化はこれまで以上に必要となる。施設の利用者は受け身の立場であり、苦情や希望を声にして発信できない方も多くいる。委員は利用者の立場に立ち、利用者に代わって積極的に意見を述べ、利用者の食生活の満足と充実の為に貢献する。

7. ボランティア委員会

ボランティアコーディネータを中心に、ボランティアに関する事全般を協議する。

- ① 通常の受入れや活動状況、予定などの確認。
- ② ボランティア通信の発行（年1回）。
- ③ ボランティア感謝の集い実施（年1回）。
- ④ その他ボランティアに関わる事項。

8. シャローム祭委員会

年に一度、施設を開放して地域住民の方々との貴重な交流と貢献の機会であることを職員一人一人が受け止め、一致協力して暖かい気持ちで取り組みたい。その為には、単に習慣的に進めるのではなく、目的を再確認し『シャローム』ならでの、お祭りになるように検討し実施する。そのための実行委員として中心になる。

<専属委員会>

9. ターミナル委員会

今年度、ターミナル委員会では

- ① ターミナルケア関連書式の見直しを行う。
- ② 家族向け「看取りについての勉強会」の実施。
- ③ ターミナルケアの質の向上。

*ターミナル期における環境整備の充実

*勉強会（死生観、グリーフケア）の実施等を目標に活動を進めていきたいと考えていきたい。

10. 人権擁護委員会

拘束は、その人の身体機能を低下させるだけでなく人権侵害であり、施設利用者の生活の質を根本から損なう危険がある。当委員会では、拘束という行動制限について、「身体」「薬物」「言葉」の各観点から日ごろのケア全般を振り返り、ケアの質の向上に向けた課題の整理や検討を行う。また、人材育成の場として身体拘束廃止の取り組みや虐待の芽となりうる不適切なケア等をテーマにした勉強会の参画を実施する。

11. 褥創対策委員会

褥創が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない（介護保険法 第4章 運営に関する基準 第13条5）。この法に従い褥創の予防を最重要課題とする。褥創を発生させない介護をチームとして実践するための学びと体制作りを行う。また細やかな観察を怠らず早期発見に努め、看護課・栄養課と協働し症状の改善を図る。

平成29年度：施設内研修プログラム日程

社会福祉法人三育ライフ・東京事業所

プロとは単に資格取得者のことではない。自分の専門領域における知識や技術の向上が必要と自覚し、学ぶ意欲と努力をする人を指す。当法人は職員の福祉プロとしての意欲と努力を支援するため、施設内研修を実施する。この研修は福祉プロとへの情報提供の場であると同時に、法人職員として必要な情報や法人の方針を理解し周知する場でもある。法人全職員の出席を求めたい。

| | 月 日 | 勉強会又は職員会プログラム | 講 師 | 担当幹事 |
|----|-------------------|-----------------------|-----|-----------|
| 1 | 4月 20日 (第3木曜) | 平成29年度「事業計画」 新年度会 | | 課長会 |
| 2 | 5月 18日 (第3木曜) | 25周年記念講演 「ユマニチュード」 | | 我謝施設長 |
| 3 | 6月 15日 (第3木曜) | 平成28年度「事業報告・決算・予算」 | | 課長会 |
| 4 | 7月 20日 (第3木曜) | 食中毒・事故の発生と予防 | | 矢口栄養課長 |
| 5 | 9月 21日 (第3木曜) | E P A | | 鷹部屋センター長 |
| 6 | 10月 19日 (第3木曜) | 施設内研究発表会 | | 研修教育委員会 |
| 7 | 11月 16日 (第3木曜) | 感染症対策研修 | | 感染症対策委員会 |
| 8 | 12月 21日 (第3木曜) | 接 遇 | | サービス向上委員会 |
| 9 | 1月 11日 (第2木曜) | 職員新年会 | | 課長会・紫陽会 |
| 10 | 2月 15日 (第3木曜) | 法令遵守・職業倫理 | | |
| 11 | 3月 15日 (第3木曜) | 30年度改定に向けて | | 課長会 |

平成29年度 年間カレンダー（4月～9月）

| 4 月 | | | 5 月 | | | 6 月 | | | 7 月 | | | 8 月 | | | 9 月 | | |
|------|---|--|------|------------------------------------|------|----------------------------|------|--------------------|------|--------------------------|------|---------------|------|--------------------------|------|---------------|--|
| 1 土 | | | 1 月 | 開設記念日 | 1 木 | | 1 土 | 開設記念(白山・幸町) | 1 火 | | 1 金 | | 1 火 | | 1 金 | | |
| 2 日 | | | 2 火 | | 2 金 | | 2 日 | | 2 水 | 給食委員会 | 2 土 | | 2 水 | 給食委員会 | 2 土 | | |
| 3 月 | 新入職員オリエンテーション | | 3 水 | 拡大スタッフ会・給食委員会 | 3 土 | | 3 月 | | 3 木 | | 3 日 | | 3 木 | | 3 日 | | |
| 4 火 | 新入職員オリエンテーション | | 4 木 | | 4 日 | | 4 火 | | 4 火 | | 4 月 | | 4 金 | | 4 月 | | |
| 5 水 | | | 5 金 | | 5 月 | | 5 水 | 拡大スタッフ会・給食 | 5 土 | | 5 火 | | 5 土 | | 5 火 | | |
| 6 木 | | | 6 土 | | 6 火 | | 6 木 | | 6 日 | | 6 水 | 拡大スタッフ会・給食委員会 | 6 日 | | 6 水 | 拡大スタッフ会・給食委員会 | |
| 7 金 | | | 7 日 | | 7 水 | 職員健康診断 | 7 金 | | 7 月 | | 7 木 | | 7 月 | | 7 木 | | |
| 8 土 | | | 8 月 | | 8 木 | | 8 土 | | 8 火 | | 8 金 | | 8 火 | | 8 金 | | |
| 9 日 | | | 9 火 | | 9 金 | | 9 日 | | 9 水 | 課長会 | 9 土 | | 9 水 | 課長会 | 9 土 | | |
| 10 月 | | | 10 水 | 課長会 | 10 土 | | 10 月 | | 10 木 | | 10 日 | | 10 木 | | 10 日 | | |
| 11 火 | | | 11 木 | | 11 日 | 家族会総会(特養) | 11 火 | | 11 金 | | 11 月 | | 11 金 | | 11 月 | | |
| 12 水 | 課長会 | | 12 金 | | 12 月 | | 12 水 | 課長会 | 12 土 | | 12 火 | | 12 土 | | 12 火 | | |
| 13 木 | | | 13 土 | | 13 火 | | 13 木 | 研修教育委員会 | 13 日 | | 13 水 | 課長会 | 13 日 | | 13 水 | 課長会 | |
| 14 金 | | | 14 日 | | 14 水 | | 14 金 | | 14 月 | | 14 木 | | 14 月 | | 14 木 | | |
| 15 土 | | | 15 月 | | 15 木 | 職員会・安全衛生委員会 | 15 土 | | 15 火 | 研修教育委員会 | 15 金 | | 15 火 | 研修教育委員会 | 15 金 | | |
| 16 日 | | | 16 火 | 研修教育委員会 | 16 金 | | 16 日 | ボランティア感謝の集い | 16 水 | 防災委員会 | 16 土 | | 16 水 | 防災委員会 | 16 土 | | |
| 17 月 | | | 17 水 | 防災委員会 | 17 土 | | 17 月 | | 17 木 | 安全衛生委員会 | 17 日 | | 17 木 | 安全衛生委員会 | 17 日 | 敬老会(特養) | |
| 18 火 | 研修教育委員会 | | 18 木 | 職員会・安全衛生委員会 | 18 日 | | 18 火 | 研修教育委員会 | 18 金 | | 18 月 | | 18 金 | | 18 月 | | |
| 19 水 | 防災委員会 | | 19 金 | | 19 月 | | 19 水 | 防災委員会 | 19 土 | | 19 火 | | 19 土 | | 19 火 | 研修教育委員会 | |
| 20 木 | 職員会・安全衛生委員会 | | 20 土 | | 20 火 | 研修教育委員会 | 20 木 | 職員会・安全衛生委員会 | 20 日 | | 20 水 | | 20 日 | | 20 水 | 防災委員会 | |
| 21 金 | | | 21 日 | | 21 水 | 課長会 | 21 金 | | 21 月 | | 21 木 | | 21 月 | | 21 木 | 職員会・安全衛生委員会 | |
| 22 土 | | | 22 月 | | 22 木 | ボランティア委員会 | 22 土 | 夏祭り(わかば) | 22 火 | | 22 金 | | 22 火 | | 22 金 | | |
| 23 日 | | | 23 火 | | 23 金 | | 23 日 | | 23 水 | 課長会 | 23 土 | | 23 水 | 課長会 | 23 土 | | |
| 24 月 | | | 24 水 | 課長会 | 24 土 | | 24 月 | | 24 木 | ボランティア委員会 | 24 日 | | 24 木 | ボランティア委員会 | 24 日 | | |
| 25 火 | | | 25 木 | ボランティア委員会 | 25 日 | | 25 火 | | 25 金 | | 25 月 | | 25 金 | | 25 月 | | |
| 26 水 | 課長会 | | 26 金 | | 26 月 | | 26 水 | 課長会 | 26 土 | | 26 火 | | 26 土 | | 26 火 | | |
| 27 木 | ボランティア委員会 | | 27 土 | 開設25周年記念式典 | 27 火 | | 27 木 | ボランティア委員会 | 27 日 | 夏祭り(本天沼) | 27 水 | | 27 日 | 夏祭り(本天沼) | 27 水 | 課長会 | |
| 28 金 | | | 28 日 | | 28 水 | | 28 金 | | 28 月 | | 28 木 | | 28 月 | | 28 木 | ボランティア委員会 | |
| 29 土 | | | 29 月 | | 29 木 | | 29 土 | | 29 火 | | 29 金 | | 29 火 | | 29 金 | | |
| 30 日 | | | 30 火 | | 30 金 | | 30 日 | | 30 水 | | 30 土 | | 30 水 | | 30 土 | | |
| | | | 31 水 | 法人理事会 | | | 31 月 | | 31 木 | | | | | | | | |
| | 上旬 お花見(特・幸・南) お花見(本天沼)(白山) 春祭り 運営推進会議(白山) | | | 中旬 外出プログラム (特養・南沢・幸町) 外出(白山) | | 外出(本・幸)外食(白山) 春のレク大会(南) | | 七夕(南・幸) 納涼祭(特養) | | 納涼祭(幸・南) 夏祭り(本天沼)(白山) | | | | 敬老会(幸・南) 敬老会(本天沼)(白山) | | | |

平成29年度 年間カレンダー（10月～3月）

| 10月 | | | 11月 | | | 12月 | | | 平成30年1月 | | | 2月 | | | 3月 | | |
|-----|---|---|-----|---|--------------------------------|-----|---|---------------------------------------|---------|---|--------------------|----|---|---------------|----|---|---------------|
| 1 | 月 | | 1 | 水 | 拡大スタッフ会・給食委員会・10周年 行事(木天沼) | 1 | 金 | | 1 | 月 | 元旦・新年挨拶(特養) | 1 | 木 | | 1 | 木 | |
| 2 | 月 | | 2 | 木 | | 2 | 土 | | 2 | 火 | | 2 | 金 | | 2 | 金 | |
| 3 | 火 | | 3 | 金 | | 3 | 日 | | 3 | 水 | 給食委員会 | 3 | 土 | | 3 | 土 | |
| 4 | 水 | 拡大スタッフ会 | 4 | 土 | | 4 | 月 | | 4 | 木 | | 4 | 日 | | 4 | 日 | |
| 5 | 木 | | 5 | 日 | シャローム祭 | 5 | 火 | | 5 | 金 | | 5 | 月 | | 5 | 月 | |
| 6 | 金 | | 6 | 月 | | 6 | 水 | 拡大スタッフ会・給食委員会 | 6 | 土 | | 6 | 火 | | 6 | 火 | |
| 7 | 土 | | 7 | 火 | | 7 | 木 | | 7 | 日 | | 7 | 水 | 拡大スタッフ会・給食委員会 | 7 | 水 | 拡大スタッフ会・給食委員会 |
| 8 | 日 | 秋の外泊(南沢)、運動会(わかば) | 8 | 水 | 課長会 | 8 | 金 | | 8 | 月 | | 8 | 木 | | 8 | 木 | |
| 9 | 月 | | 9 | 木 | | 9 | 土 | | 9 | 火 | | 9 | 金 | | 9 | 金 | |
| 10 | 火 | | 10 | 金 | | 10 | 日 | | 10 | 水 | 課長会 | 10 | 土 | | 10 | 土 | 卒園式(わかば) |
| 11 | 水 | | 11 | 土 | | 11 | 月 | | 11 | 木 | 職員新年会 | 11 | 日 | | 11 | 日 | 懇話会 |
| 12 | 木 | | 12 | 日 | | 12 | 火 | | 12 | 金 | | 12 | 月 | | 12 | 月 | |
| 13 | 金 | | 13 | 月 | | 13 | 水 | 課長会 | 13 | 土 | | 13 | 火 | | 13 | 火 | |
| 14 | 土 | | 14 | 火 | 研修教育委員会 | 14 | 木 | | 14 | 日 | | 14 | 水 | 課長会 | 14 | 水 | 課長会 |
| 15 | 日 | | 15 | 水 | 防災委員会 | 15 | 金 | | 15 | 月 | | 15 | 木 | 職員会・安全衛生委員会 | 15 | 木 | 職員会 |
| 16 | 月 | | 16 | 木 | 職員会・安全衛生委員会 | 16 | 土 | 餅つき(わかば・木天沼) | 16 | 火 | 研修教育委員会 | 16 | 金 | | 16 | 金 | |
| 17 | 火 | 研修教育委員会 | 17 | 金 | | 17 | 日 | | 17 | 水 | 防災委員会 | 17 | 土 | | 17 | 土 | |
| 18 | 水 | 防災委員会 | 18 | 土 | | 18 | 月 | | 18 | 木 | | 18 | 日 | | 18 | 日 | |
| 19 | 木 | 施設内研究発表会 | 19 | 日 | | 19 | 火 | 研修教育委員会 | 19 | 金 | | 19 | 月 | | 19 | 月 | |
| 20 | 金 | | 20 | 月 | | 20 | 水 | 防災委員会 | 20 | 土 | | 20 | 火 | 研修教育委員会 | 20 | 火 | 研修教育委員会 |
| 21 | 土 | | 21 | 火 | | 21 | 木 | 職員会・安全衛生委員会 | 21 | 日 | | 21 | 水 | 防災委員会 | 21 | 水 | 防災委員会 |
| 22 | 日 | | 22 | 水 | 課長会 | 22 | 金 | | 22 | 月 | | 22 | 木 | ボランティア委員会 | 22 | 木 | ボランティア委員会 |
| 23 | 月 | | 23 | 木 | ボランティア委員会 | 23 | 土 | | 23 | 火 | | 23 | 金 | | 23 | 金 | |
| 24 | 火 | | 24 | 金 | | 24 | 日 | | 24 | 水 | 課長会 | 24 | 土 | | 24 | 土 | |
| 25 | 水 | 課長会 | 25 | 土 | | 25 | 月 | | 25 | 木 | ボランティア委員会 | 25 | 日 | | 25 | 日 | |
| 26 | 木 | | 26 | 日 | | 26 | 火 | | 26 | 金 | | 26 | 月 | | 26 | 月 | |
| 27 | 金 | | 27 | 月 | | 27 | 水 | 課長会 | 27 | 土 | | 27 | 火 | | 27 | 火 | |
| 28 | 土 | | 28 | 火 | | 28 | 木 | ボランティア委員会 | 28 | 日 | | 28 | 水 | 課長会 | 28 | 水 | 課長会 |
| 29 | 日 | | 29 | 水 | | 29 | 金 | | 29 | 月 | | 29 | 木 | | 29 | 木 | |
| 30 | 月 | | 30 | 木 | | 30 | 土 | | 30 | 火 | | 30 | 火 | | 30 | 金 | |
| 31 | 火 | | 31 | 金 | | 31 | 日 | 年末 | 31 | 水 | | 31 | 水 | | 31 | 土 | |
| | | 利用者健康診断 外出プログラム(南・幸) 旅行(白山・幸町・幸一) | | | 収穫祭(南)開設行事(木天沼) インフルエンザ予防接種 | | | クリスマス会(幸・南) 餅つき(特)(木) 三育学院大学キャロリング | | | 新年会・初詣 新年会(南・幸) | | | 新分行事(幸・南) | | | |

社会福祉法人 三育ライフ
「平成 29 年度 事業計画書」

< 東 京 事 業 所 >

平成 29 年 4 月 1 日発行 発行責任者：我謝 悟

社会福祉法人 三育ライフ 法人本部
〒203-0023 東久留米市南沢 5-1 8-3 6
TEL：042-467-1561 FAX：042-467-3040